

**厚生労働省省内事業仕分け（特別民間法人建設業労働災害防止協会）  
仕分け人（6名）の評決結果**

**1-① 事務・事業（専門家による技術的指導、安全衛生教育の実施等の労働災害防止活動）**

改革案では不十分	2人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 0人	—	

＜具体的な意見＞

**【①事業そのものを廃止】**

- ・ 各企業の責務（負担）で実施すべきと考える。補助金は廃止。
- ・ 基本的な役割を終えた。業界の過剰業者数を考えると、ここに補助金を出さず、業界再編を進めるべきでは。また、中災防に統合統一できる。

**【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】**

- ・ 活動内容が支部主体である。民間への譲渡又は委託で実施する方向で検討すべき。

**【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】**

- ・ 効果の測定を行い、より効率的な業務運営を行うよう、検討すべきである。
- ・ 補助金を廃止すべき。施策が必要な理由が「下請いじめ」があるからでは理由にならない。大元の原因である業界体質の改善を行政と業界が進めるべき。

1-② 事務・事業（重層下請構造、墜落災害の防止に着目した労働災害防止対策事業（委託事業））

改革案では不十分	2人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	3人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 0人		—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 業界が自主的に取り組まれてはどうか。

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- ・ 事業内容の効率を高めて精査して、自治体への移管が可能だと思う。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 所期の目的は達成されたと考えられる。3年後に委託費を“0”とするなど、期限を定めて廃止へ向けて見直すべき。

## 2 組織・運営体制

改革案では不十分 6人	1人	①廃止
	3人	②他独法との統合・移管
	2人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
改革案が妥当 0人	—	

### <具体的な意見>

#### 【①廃止】

- ・ 業界の思いはわかるが、感情的な部分、情緒的な部分での議論はやめるべき。中災防を含め、日本全体で労働災害の防止について集約すべき。その中で、この法人は廃止すべき。一切国費を入れないなら、自立団体として活動すればよい。

#### 【②他独法との統合・移管】

- ・ 中央労働災害防止協会への統合で間接費用を圧縮する。
- ・ 中災防への事務の一部移管、支部の統合等を検討すべき。また、公務員OBの削減ペースを早めるべき。
- ・ 業界の思いはわかるが、それと効率性は別。今の形が必要なのか。本部は中央労働災害防止協会との統合についても検討すべきではないか。

#### 【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)】

- ・ 公務員OBの削減をさらに推進すべき
- ・ 民間型の部分と、公務員型の部分が混在しているが、基本的に業界負担でやるべきで、補助金は廃止すべき。ただ、厚労省がガバナンスを効かせるべきか否かについては検討が必要と考えられる。
- ・ 常勤職員が少ない各支部のガバナンスは、業界団体と一体化していないか。支部への国費投入は見直すべき。
- ・ 昭和39年当時は、安全性の確保が国として重要な課題であった。今は建設業界も成熟しており、どちらかというと、業界の問題となっている。自主拠出で対策を取るべきであり、それが業界の自己責任であり、社会貢献だと思う。